

令和7年度沼津市複業人材活用促進事業業務委託 公募仕様書

1 事業の目的

中小企業において人手不足は大きな経営課題の1つとなっており、とりわけ経営に携わる中核人材と呼ばれる人材不足の課題感が高まっており、中小企業の経営基盤の強化を後押ししていくには、人材不足（中核人材確保）に対応していく必要がある。

中核人材と呼ばれる人材不足の課題を抱える中小企業が、業務課題の解決や、新規事業を実施する際に必要な専門スキル等を、都市部の大企業等で活躍する複業人材の活用により補うことで、中小企業の成長を支援し、経営基盤の強化に繋げることを目的とする。

本事業では、中小企業の経営課題解決に向けた新事業の創出やDX推進など、複業人材等の外部の知見を取り入れた市内中小企業の新たなビジネスモデルの展開に向けた支援をしていく。

2 事業実施期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務概要

- ・複業人材活用促進事業の企画・設営・運営一式

4 業務の内容

経営課題解決等を希望する市内中小企業を対象に、個別相談会等を実施し、経営課題の整理を行うとともに、首都圏等の最前線で活躍する複業人材とのマッチング機会を創出することにより、市内企業の経営課題の解決等を促す。また、それらの実施事例について、SNS等を活用し周知していく。

(1) 個別相談会等の開催

ア 企画

- ・個別相談会等の開催にあたっては、参加企業の面談機会を多く設け、参加企業は幅広い業種を対象とする。
- ・原則、対面形式での開催とするが、対面形式での開催が困難となった場合は、PCやWebカメラ、マイク等の接続環境を手配し、オンライン開催も対応できるものとする。
- ・参加企業がどれだけ経営課題の整理・解決に繋がったか等についてアンケートを作成し、実施すること。

イ 募集

- ・募集定員は15社程度とし、チラシやWeb、SNS等を活用し、広く周知すること。

(2) 実施事例の周知

- ・チラシやWeb、SNS等を活用し、(1)の実施事例を広く周知すること。

5 スケジュール

- ・以下のとおり想定しているが、市と受託者で協議のうえ、決定すること。

8月～ 個別相談会等の開催

8月以降随時 実施事例の周知

3月末 実績報告

6 実施体制

- ・受託者は、本事業が計画的かつ円滑に遂行できるよう、誠意をもって業務に臨むこと。
- ・本業務に関わる全てのものは、事業の趣旨を理解の上、従事の心構え、中小企業の経営課題解決のための知識習得、情報収集など業務遂行上必要な自己研鑽を行うこと。
- ・受託者は、本事業を遂行するために必要な資材等を委託料の範囲内で調達すること。
- ・受託者は、委託者及び関係者と定期的に打合せの場を設ける等、随時情報交換を実施するとともに、業務の遂行に関し、疑義が生じた場合には委託者の指示を受けること。
- ・受託者は本業務に係る実績報告として、実施状況等について、委託者に対して適宜報告を行うものとする。
- ・受託者は、本業務に係る情報等の機密情報について、盗難、紛失、漏えい等の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じること。
- ・受託者は、本業務執行にあたり知り得た情報を受託期間中及び業務委託終了後も他に漏らしてはならない。

7 成果品等

本業務完了報告書 1部及びデーター式

※各事業終了後、速やかに報告書を提出し、すべての事業終了後に最終の報告書を提出すること。

(内容) 業務実施記録、募集チラシ、現場写真、結果報告、個別相談会等参加企業のアンケート分析結果、その他関係資料

8 業務委託料の支払い

市は、受託者から提出された報告書により、業務の執行を確認し、受託者からの請求に基づき、支払うものとする。

9 業務実施上の注意点

- ・ 再委託等の制限

受託者は、業務の一部または全部を第三者に委託し、又は請け負わせることができないこととする。ただし、事業実施に必要と認められる業務については、委託者承諾の上、業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

- ・ 業務遂行上のトラブル

業務遂行上、何らかのトラブルが発生した場合、受託者は委託者と連携の上、速やかに解決を図る。

10 その他

本仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。